

令和 6 年 度

内部統制評価報告書

仙 台 市

はじめに

仙台市では、地方自治法第 150 条第 1 項の規定に基づき、仙台市内部統制基本方針（令和 2 年 3 月 31 日）を策定し、令和 2 年度から内部統制体制の整備と運用を行っています。

この報告書は、同条第 4 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、内部統制体制の整備状況と運用状況を評価し、作成したものです。

なお、本市においては、同基本方針に基づき、本市の行政委員会及び公営企業管理者の権限に属する事務についても一体的に推進することとしていることから、それぞれの内部統制体制の整備状況と運用状況についても評価し、作成したものです。

令和 7 年 6 月 30 日 仙台市長 郡 和子

目次

【市長の権限に属する事務】

令和6年度仙台市内部統制評価報告書	1
◆令和6年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	2

【行政委員会の権限に属する事務】

令和6年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書	7
令和6年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書	8
令和6年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	9
令和6年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書	10
令和6年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書	11
令和6年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書	12
令和6年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	13
◆令和6年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	14
令和6年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書	16
令和6年度仙台市監査委員内部統制評価報告書	17
令和6年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書	18

【公営企業管理者の権限に属する事務】

令和6年度仙台市水道局内部統制評価報告書	19
令和6年度仙台市交通局内部統制評価報告書	20
令和6年度仙台市ガス局内部統制評価報告書	21
◆令和6年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	22
令和6年度仙台市立病院内部統制評価報告書	23

※市長の権限に属する事務：仙台市事務分掌条例に定める市長が設けた局及び仙台市区役所事務分掌規則に定める区役所、並びに仙台市消防本部及び消防署条例により設置した仙台市消防局、各消防署において行う事務、補助執行により行政委員会が行う事務

※行政委員会の権限に属する事務：地方自治法及び各委員会規程等により定められた行政委員会が行う事務（上記補助執行を除く）

※公営企業管理者の権限に属する事務：地方公営企業法及び各公営企業事務分掌規程により定められた公営企業が行う事務

市長の権限に属する事務

令和 6 年度仙台市内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和 7 年 6 月 30 日 仙台市長 郡 和子

◆令和 6 年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案 1】後期高齢者医療保険料の特別徴収漏れ

（健康福祉局保険高齢部保険年金課）

概 要	令和 6 年 10 月以降の後期高齢者医療保険料の特別徴収※¹（年金から引き落とし）において、本徴収すべき対象者の抽出漏れがあり、一部の方の 10 月・12 月・2 月分の保険料※²が年金から引き落としされないこととなったもの。【運用上の不備】 ※1 以下の条件をすべて満たす被保険者の保険料の納付方法が特別徴収となる。 ①年金受給額が年額 18 万円以上である ②介護保険料を特別徴収で納めている ③介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超えない ※2 保険料は前年中の所得額等を基に算出し、7 月に当該年度の保険料の決定を行っている。特別徴収は、4・6・8 月の年金から引き落としを行う「仮徴収」と、7 月の賦課決定後に 10・12・2 月の年金から引き落としを行う「本徴収」があり、本件は「本徴収」について引き落としがされなかったもの。		
原 因	○令和 5 年 9 月から新たに稼働した国保・医療助成システムにおいて、委託業者が特別徴収対象者のデータ作成処理に係る設計を誤り、自動削除されるべき不必要なデータがシステム上に残存することで、取込むべきデータが読み飛ばされる状態となったこと。 ○令和 6 年 7 月に委託業者が特別徴収対象者を抽出したが、残存したデータの影響により特別徴収すべき対象者が正確に抽出されずに、委託元である本市においても、確認が不十分であったため、誤りに気付くことができなかったこと。		
影 響	特別徴収（年金から引き落とし）から普通徴収（口座振替または納付書払い）への切替 ○対象者：3,356 名		
発 生 時 期	令和 6 年 7 月 4 日	覚 知 日	令和 6 年 10 月 9 日
再発防止策確認日	令和 6 年 12 月 24 日		
再発防止策	○システム運用設計の見直し ・委託業者におけるデータ作成処理時に不必要なデータを自動で削除する処理を追加した。また、次回のデータ作成処理時に前回のデータが残存していないことを確認し、仮に残存していた場合は自動で削除する処理を追加した。 ・今後、システム標準化を控える国保・医療助成システムにおいて、仕様に沿ったデータ作成処理が行われているか様々な事象を想定して、検証を強化していくこととした。 ○作成データの確認徹底 ・委託業者が作成したデータと本市で保有するデータとを照合し、整合性を確認することとした。		

【事案2】認定こども園に対する助成金の支給誤り

(こども若者局幼稚園・保育部認定給付課)

概 要	増員保育士等助成金※について、認定こども園に係る助成金の申請書様式(エクセル様式)に設定した計算式に誤りがあり、その様式に基づいて算定した結果、一部の事業者に対し、令和5年度の助成金の過少支給および令和6年度の交付決定誤りが生じたもの。【運用上の不備】 ※増員保育士等助成金 国の基準等で定められている保育に必要な保育教諭等の人数を超えて配置した場合に支給する助成金。本件は、非常勤職員数を常勤職員(1日おおむね8時間以上かつ月20日以上勤務する者)数に換算するためにエクセル様式に設定した計算式に誤りがあったものの。		
原 因	○令和5年度に、認定こども園に対する助成金の申請書様式(エクセル様式)を変更した際、設定した計算式に誤りがあったこと。		
影 響	助成金の過少支給及び交付決定誤り 【過少支給】 ○対象者：4施設 ○金額：2,824,000円 ○時期：令和5年度(内訳) ・施設が非該当と判断し、申請自体が行われなかったもの：2施設 599,000円 ・申請があり概算払いをした施設について、年度末に月毎の該当可否の確認の際、施設が非該当と判断し返還したもの：1施設 265,000円 ・申請があり概算払いをした施設について、年度末に月毎の該当可否の確認の際、本市が誤って非該当と判断し返還を求めたもの：1施設 1,960,000円 【交付決定誤り】 ○対象者：1施設 ○金額：2,915,000円 ○時期：令和6年度 ・申請があった施設に対し、本市が非該当と判断し不交付決定をしたもの ※助成金は、事業者からの申請に基づき決定した交付決定額(年額)を2回に分けて概算払で支払い、年度末に事業者からの実績報告に基づき、月ごとに算定して精算確定している。令和6年度については交付決定額(年額)を計上している。		
発 生 時 期	令和5年3月27日	覚 知 日	令和6年6月20日
再発防止策確認日	令和6年10月8日		
再発防止策	○チェックの徹底 ・申請書様式の見直しを行う際は、計算式等が正しい値を得られるか、ダブルチェックを行うこととした。 ・チェックリストの整備や見直しを行うこととした。		

【事案３】市内野球場における利用者の事故

(文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課)

概 要	令和 6 年 6 月 5 日、中学校野球部の活動で市内野球場を利用していた生徒が、ライト側からレフト側へダッシュ練習中にレフト側フェンス近くにある溝の蓋に足を乗せたところ、蓋が外れ転倒し、溝にひざ下部をぶつけ、裂傷を負ったもの。【運用上の不備】		
原 因	○事故が発生した箇所における溝の蓋は特に劣化が激しく、指定管理者による点検作業において危険を認識していたため、令和 6 年 3 月に新しい蓋に交換する補修を行ったが、指定管理者が溝の幅を誤認し、従前の蓋よりサイズの小さいものと交換したこと。		
影 響	学校で応急処置を受けたのち形成外科で治療しており、全治 1 か月を要した。		
発 生 時 期	令和 6 年 6 月 5 日	覚 知 日	令和 6 年 6 月 6 日
再発防止策確認日	令和 7 年 2 月 27 日		
再発防止策	○確認体制の見直し ・当該指定管理者(共同体)において、不具合の修繕の際は共同体を構成する管理修繕担当社だけでなく、代表団体においても直接確認を行うこととした。 ・10 万円以上の中規模修繕については、指定管理者から施工方法および修繕状況について報告をさせ、スポーツ振興課で必要に応じて確認することとした。		

【事案４】泉文化創造センター(イズミティ 21)の飲食店スペース及び自動販売機に係る光熱水費相当額の算定の誤り

(泉区まちづくり推進部まちづくり推進課)

概 要	行政財産目的外使用許可により使用許可した飲食店運営事業者及び自動販売機設置業者に対して、基本料金を含まない料金をもとに光熱水費相当額を算定し、本来よりも低い金額で請求・徴収していたもの。【運用上の不備】		
原 因	○飲食店及び自動販売機の光熱水費相当額については、「泉文化創造センター管理業務協定書」の「指定管理者業務仕様書」に基づき指定管理者が算定の上、まちづくり推進課へ報告することとなっているが、業務仕様書には「使用料単価と、検針した使用量をもとに料金を算出する」とあり、基本料金を含んだ全体の額を基に算定する仕様となっていなかったこと。 ○まちづくり推進課内において、指定管理者から報告された額を基に飲食店事業者及び自動販売機設置業者へ納入通知書を作成しており、基本料金を含んでいないことに気が付かなかったこと。		
影 響	光熱水費の過少受領 ○件数：2 事業者 ○金額（過少分）：1,345,885 円（1,250,900 円、94,985 円）		
発 生 時 期	平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月	覚 知 日	令和 6 年 4 月 26 日
再発防止策確認日	令和 7 年 2 月 10 日		
再発防止策	○仕様書の見直し ・令和 7 年度の指定管理者の更新に合わせ、指定管理者が飲食店や自動販売機設置業者に対して光熱水費相当額を直接請求・徴収する方法に変更することとし、「指定管理者業務仕様書」に記載して公募を行った。また、光熱水費相当額の算定方法は「公有財産事務取扱要領」によるものとし、請求額及び根拠資料をまちづくり推進課においても毎月確認することとした。 ○請求金額確認の徹底 ・令和 6 年度分は、指定管理者より光熱水費相当額の算定基礎となる各事業者からの明細書等、自動販売機や飲食店における電気・ガス・水道の使用量（子メーター）の提出を受け、まちづくり推進課において、担当者が「公有財産事務取扱要領」に基づき算定し、係長・課長が誤りの無いことを確認した上で納入通知書を作成した。		

【事案 5】高額医療合算介護（予防）サービス費等の振り込み遅延

（泉区保健福祉センター介護保険課）

概 要	令和 6 年 7 月振込分の高額医療合算介護（予防）サービス費等に関する金融機関への振り込みデータの送信を失念し、被保険者への支払いが遅れたもの。【運用上の不備】		
原 因	○組織としてデータの送信漏れを把握する仕組みが不十分であったこと。 ○支払予定日に市民から振り込みされていないことについて問合せがあった際に、データ未送信の可能性を疑わなかったため、事後対応が遅れたこと。		
影 響	支払いの遅延 ○対象者：382 人（384 件） ○期間：1 日 ○影響額：14,522,263 円（1 人あたり最大 639,777 円） （内訳）・高額医療合算介護（予防）サービス費※¹ 375 件 14,397,533 円 ・高額医療合算介護サービス費相当事業分※² 9 件 124,730 円 ※1 高額医療合算介護（予防）サービス費 各種医療保険（国民健康保険、被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合などの社会保険）、後期高齢者医療制度）と介護保険の 1 年間の利用者負担額を合計して一定の金額（限度額）を超えた場合に、被保険者からの申請によりその超えた金額を支給するもの。 ※2 高額医療合算介護サービス費相当事業分 総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用している場合に、高額医療合算介護（予防）サービス費とは別に総合事業の自己負担額を加えて再計算を行い、該当する場合に被保険者からの申請により支給を行うもの。		
発 生 時 期	令和 6 年 7 月 25 日	覚 知 日	令和 6 年 7 月 25 日
再発防止策確認日	令和 6 年 7 月 29 日		
再発防止策	○組織的なスケジュール管理の徹底 ・振込日、データ送信期限及びデータ送信の実施を庁内 LAN 端末のスケジュールソフトに登録し、振込明細送付書により確実に実施状況を確認するとともに、担当者の作業の進捗状況を課長、係長が把握できるようにした。 ○問い合わせ時の振込状況確認の徹底 ・市民から未振込の連絡があった場合は、再振込処理を迅速に行えるよう、速やかに振込データ送信の有無の確認を徹底するよう課内に周知した。		

行政委員会の権限に属する事務

令和 6 年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書

「仙台市教育委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日教育長決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市教育委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する委員会の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第 4 条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 14 日 仙台市教育委員会 教育長 天野 元

令和 6 年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 19 日仙台市選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 15 日 仙台市選挙管理委員会

令和6年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月11日仙台市青葉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年5月7日 仙台市青葉区選挙管理委員会

令和 6 年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 5 月 14 日仙台市宮城野区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市宮城野区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 8 日 仙台市宮城野区選挙管理委員会

令和6年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市若林区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市若林区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年5月7日 仙台市若林区選挙管理委員会

令和 6 年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 5 月 13 日仙台市太白区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市太白区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 9 日 仙台市太白区選挙管理委員会

令和 6 年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 5 月 7 日仙台市泉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和 7 年 5 月 8 日 仙台市泉区選挙管理委員会

◆令和 6 年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案 1】宮城県知事選挙（令和 3 年 10 月 31 日執行）における投票用紙の残置

（泉区選挙管理委員会事務局選挙課）

概 要	令和 6 年 10 月 26 日、泉区第 20 投票区上谷刈センター投票所で衆議院議員総選挙の投票所開設準備をしていたところ、投票箱を組み立てた際に、投票箱の中に、令和 3 年 10 月 31 日に執行された宮城県知事選挙の投票用紙 2 枚（いずれも現職以外の候補者名が記載）が残置していたことを設営に当たっていた投票事務従事者が発見したもの。【運用上の不備】		
原 因	○令和 3 年の宮城県知事選挙（衆議院議員総選挙と同日選挙）の開票時に、開票管理者や開票立会人により投票箱に投票用紙が残置していないか確認を行っているが、投票箱は折りたたんで収納する構造となっており、確認の際、箱の隙間等に票が隠れてしまい確認できなかったものと思料される。		
影 響	有権者 2 名の投票を無効にしてしまった。 なお、当該知事選挙の選挙結果については確定しており、公職選挙法第 202 条（選挙の効力に関する異議の申出）および同法第 206 条（当選の効力による異議の申出）による異議申出期間も経過していることから、本件をもって選挙結果が覆ることはない。		
発 生 時 期	令和 3 年 10 月 31 日	覚 知 日	令和 6 年 10 月 26 日
再発防止策確認日	令和 6 年 10 月 28 日		
再発防止策	○投票箱の確認徹底 ・開票管理者と開票立会人の確認作業については、事前に選挙管理委員会事務局職員の確認を経た上で、確実に箱の中身の確認を行うこととした。 ・投票箱を折りたたんで収納する際も、複数職員によるダブルチェックを行うこととした。 ・本事例を各区選挙管理委員会事務局に共有し、同様の事例が起きないように、周知徹底を図ることとした。		

**【事案２】衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査不在者投票におけるオンライン請求の
処理漏れ**

（泉区選挙管理委員会事務局選挙課）

概 要	令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、10 月 21 日、泉区に住民登録のある有権者 7 人から不在者投票※の投票用紙のオンライン請求がなされたが、このうち 2 人について、泉区選挙課において 10 月 26 日まで当該請求に気付かず、不在者投票の投票用紙の送付が遅れ、投票ができなくなったもの。【運用上の不備】 ※不在者投票 選挙期間中、仕事や旅行などで選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方など、当日投票に行けない方が投票する方法。		
原 因	○オンライン請求の処理については、担当者 2 名で行っており、受付簿等による管理を行っておらず、また複数人による確認など、組織的な管理がされていなかったこと。		
影 響	有権者 2 名について、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査への投票ができなくなった。		
発 生 時 期	令和 6 年 10 月 21 日	覚 知 日	令和 6 年 10 月 26 日
再発防止策確認日	令和 6 年 10 月 28 日		
再発防止策	○組織的な管理の徹底 ・受付簿を作成し複数人で確認するなど、漏れがないよう確認を徹底することとした。 ・本事例を各区選挙管理委員会事務局に共有し、同様の事例が起きないように、周知徹底を図ることとした。		

令和 6 年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書

「仙台市人事委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日仙台市人事委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市人事委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 15 日 仙台市人事委員会

令和 6 年度仙台市監査委員内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 3 年 1 月 13 日代表監査委員決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市監査委員（以下「委員」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 20 日 仙台市代表監査委員 木村 洋二

令和 6 年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日仙台市農業委員会事務局長決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 14 日 仙台市農業委員会

公営企業管理者の権限に属する事務

令和 6 年度仙台市水道局内部統制評価報告書

「仙台市水道局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日管理者決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市水道局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、管理者の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 19 日 仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

令和 6 年度仙台市交通局内部統制評価報告書

「仙台市交通局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市交通局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 19 日 仙台市交通事業管理者 吉野 博明

令和 6 年度仙台市ガス局内部統制評価報告書

「仙台市ガス局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市ガス局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（１）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（２）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページの一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和 7 年 5 月 16 日 仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

◆令和6年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

【事案1】台原三丁目4号線外ガス低圧支管入替工事における設計積算の誤り

(ガス局供給部建設課)

概 要	台原三丁目 4 号線外ガス低圧支管入替工事の設計積算について、コンクリート破碎に係る積算方法と数量に誤りがあったことから、積算金額が過大に算定され、その結果契約金額が過大となっていたことが工事完了後に定例工事監査のヒアリングにより判明したものの。【運用上の不備】		
	【設計積算誤りの内容】		
	・ 当初設計において、「舗装版破碎積込」で計上すべきところ「構造物とりこわし工」で計上した。		
	・ 設計変更において、「舗装版破碎積込」に変更せず、また、「構造物とりこわし工」の数量を（m ³ ）で計上すべきところ（m ² ）の数量で計上した。		
	・ 設計変更において、建設廃棄物処分費を「無筋コンクリート」に変更すべきところ「有筋コンクリート」のまま計上した。		
原 因	○今回の道路舗装のコンクリート破碎においては「構造物とりこわし工」が適用できないことの理解が不足していたこと。		
	○設計変更の際、単位や数量及び廃棄物処分に関する確認が不足していたこと。		
影 響	契約金額が過大となった。		
	○金額（過大分）：10,646,900 円		
	【参考】訂正前契約額：143,944,900 円、訂正後契約額：133,298,000 円		
発 生 時 期	令和 5 年 5 月 30 日	覚 知 日	令和 7 年 1 月 22 日
再発防止策確認日	令和 7 年 3 月 17 日		
再発防止策	○確認体制の見直し		
	・ コンクリート破碎に係る数量のチェックを行うためのチェックシートを係長専用として新たに作成し、担当者とは異なるツールでチェックを行う。		
	・ 既存の「設計積算ミス防止チェックシート」にコンクリート破碎に係る工種選定、数量、単位についてのチェック項目を追加する。		
	○職員の業務理解度向上と情報共有の徹底		
	・ 模擬設計の研修を実施し職員のスキルアップを図る。		
	・ 積算マニュアルに、コンクリートを破碎する際の工種選定に関する内容を追記し、課内共有する。		

令和 6 年度仙台市立病院内部統制評価報告書

「仙台市立病院内部統制制度の実施に関する要綱」（令和 2 年 3 月 31 日病院事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市立病院においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日市長策定）に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第 4 条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 7 年 5 月 14 日 仙台市病院事業管理者 奥田 光崇